

な点もあったが、いずれも放射性物質に汚染されたものではなく、法令に違反する行為は無かつた。

### ○保安院の対応方針

- ・ 東京電力には品質保証に関する改善と対応状況の報告を求めた。
- ・ 規制当局として、管理区域から出る物品の汚染の有無の確認のための測定方法等の明確化を行う。



3月10日保管物品の再測定

り、東電は結局何も変わっていない。「作業許可書のない“秘密作業”が行われている」という指摘がある。保安院は建前の説明のみ。これでは保安院の不信につながる。

この指摘に対しても保安院はどのような調査を行つたのか。また、既に議会など公の場で汚染物が持ち出しの具体的な証言があつた中、保安院はどのような調査を行つたのか。

**A** 廃棄物を敷地外で焼却という指摘について、時期は違うが作業依頼書を確認した。仮に意図的な汚染物の持ち出しこそという具体的な情報が見つかった場合には、再調査が必要と考える。

### ▽管理区域外への物品の持ち出し問題についての意見交換

**意見** 東電の説明会に参加した人、テレビで見た人から「参加者の大半が関係者でやらせだ」という指摘があ

**A** 保安院は東電の言うことを鵜呑みしているのではなく、実際の状況、記録を確認した上で、問題が見つかればまた調べる、という作業を徹底して行つたもの。



を聞いており、この件は非常に重要な問題であると認識している。

**Q** 汚染が検出されなかつたとは具体的にはいくつだつたのか。

**A** 検出限界値というが、測定器の性能と周囲の放射線の強さによって一律ではなく、国の搬出基準1平方センチ当たり4ベクレルに対し、0・1～0・3ベクレル位。

**Q** 他の発電所の物品取扱い状況は。

**A** 今後調査し、検討していくたい。